

ふるさと納税制度で

地域の魅力発信を

積極的に取り組んでいく



中倉 広文 議員

寄附件数と金額、またPRの方法は

ふるさと納税制度は、現在全国多くの自治体で財源確保や地場産品等のPR、また地域産業の活性化策等に活用されている。本町でも平成20年12月に大崎町ふるさと応援基金条例を制定し、現在までに多額の寄附金が寄せられている。本制度によりこれまで寄せられた寄附件数と金額、またそのPR方法はどのようななされてきたか。

インターネット等を活用する

町長
合計で373件、2,697万2,923円である。また、PRについて

年度	合計		大崎町直接		県経由	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
20	16件	1,690,000円	9件	1,580,000円	7件	110,000円
21	24件	2,254,973円	19件	2,015,000円	5件	239,973円
22	25件	5,279,460円	20件	4,780,687円	5件	498,773円
23	29件	3,895,457円	23件	3,256,115円	6件	639,342円
24	32件	3,556,067円	21件	2,915,000円	11件	641,067円
25	23件	4,606,796円	17件	3,988,580円	6件	618,216円
26	224件	5,690,170円	215件	5,050,170円	9件	640,000円
合計	373件	26,972,923円	324件	23,585,552円	49件	3,387,371円

※平成26年度分については、平成27年5月以降に公開予定。(数値は平成26年12月12日現在)

ではインターネット等を活用して周知を行っており、寄附件数は大幅に伸びてきている。

寄附金の用途は

中倉議員

本町では町長が必要と認めるものを含め4つの用途があるが、寄附金はそのようなものに支出されているか。

主に教育環境の充実に活用している

町長

ふるさと納税で頂いた寄附金は、大崎町ふるさと応援基金条例に基づいた4つの用途について、納税される方々にもあらかじめ承知された上で寄附を頂いている。現在までに主に教育環境の充実に利用している。

本制度における町民税の控除額は

中倉議員

本町の住民が都道府県や他の市町村などに寄附をした場合、確定申告をすれば町民税の控除が受けられる。現在までにどれくらい減額されたか。

145万円余りの減額

税務課長

ふるさと納税は平成20年度から始まったが、住民税はその翌年から適用される。現在まで減額された町民税の総額は145万8,100円となっている。

地方交付税への影響はあるのか

中倉議員

税金控除の場合、減額は本町の歳入減となる。その減額は地方交付税の措置対象か。また他の市町村から寄附が寄せられた場合、地方交付税に影響するののか。

交付税措置される

総務課長

本町の住民税が減少するので交付税の基準財政収入額に算定され、その減額分の75%が交付税措置される。また、本町が寄附金を受けた場合は、交付税の基準財政収入額には算定されないで影響はない。

取り組みを更に充実すべき

中倉議員

現在インターネット上ではふるさと納税の専用サイトもあり、人気の自治体や返礼品のランキングなど、利用者の興味を刺激する情報があふれている。本町のホームページも利用者の視点を十分に取入れたPRを図る必要があるかどうか。

検討委員会で詰める

総務課長

本町の特産品などをPRするにはホームページの充実が一番であると考

えている。寄附の方法についても、公金支払いやクレジット支払いなど検討委員会の中で詳細に詰めていく。

今後どのように進めていくのか

中倉議員

JAや町内の各種企業、また商工会との連携により、本町の魅力ある特産品や各種プランを数多くそろえる事は十分可能である。今後どのようなスケジュールでこういった団体と連携し進めていくのか。

企業と連携し進めていく

町長

26年度内に方向性を定め、より多くの企業の方々にも説明し協賛も頂きながら、27年度の予算で積極的に進めていく。